

# 事務所便り

平成30年6月号  
平成30年6月20日

鎌田公認会計士事務所  
税理士法人 鎌田総合事務所  
公認会計士 鎌田直善  
税理士 鎌田ふくみ

労働保険・社会保険の申告、届出の時期になりました。住民税の特別徴収についても、6月分給与から更新になります。ご相談は随時伺っておりますので、いつでもお申し付けください。

## 事務所で研修旅行に行ってきました

副所長 鎌田 ふくみ

私たち会計事務所にとって、5月末までは大繁忙期です。3月決算法人の5月末申告は、年間の山場です。

そこで奇想天外な発想をしました。

そうだ、6月はじめになれば事務所一斉に旅行ができる、のではないか。

3月のまだまだこれから、という最中に、あっという間に計画を立て、瞬く間に飛行機もホテルも予約してしまってから、職員みんなに行ける？と聞く始末。

みんなに無理強いました。6月はじめの金、土曜日に東京1泊2日の超短期滞在型研修旅行をしてきました。

私たちの事務所構成員の何人かは東京経由でいまここにいますが、何か機会がないと函館に引きこもりがちになってしまいます。

外からの人に観光にきてもらえる土地に住んでいるのだから、事務所の一人一人が、外の世界も十分に知っておこうというのが目的です。

初日は全員で、代官山、二子玉川の蔦屋書店、銀座シックス、お台場のダイバーシティを回ってきました。移動は、極力電車と徒歩で。二子玉川では、駅前ショッピングモールの東急ストアにも飛び込みで行ってきました。

そのあと、お台場でシルクドソレイユに。人間業とは思えないような素晴らしい舞台でした。

なんで蔦屋書店、なんでシルクかと言うと、もちろん著名な成功事例であるからですが、それ以上に、私たちが好きだからです。

好きなものを共有して、また次の機会に向けて外に向かって一緒に頑張りましょう、というのが研修の趣旨でした。

あいにく、お子さんの運動会と重なって行けなかったが職員もいましたが、来月にはみんなと概ね同じコースを回ってきてもらうつもりでいます。

事務所開設以来、いつも泥縄な研修旅行です。

次はどこ行こう、何をみてこよう、何を共有しようと考えています。

## 消費税の軽減税率制度について

スタッフ 内田 優

平成31年(2019年)10月1日から、消費税等の税率が引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施される予定です。

### ・税率

標準税率 10% (内訳 消費税率7.8% 地方消費税率2.2%)

軽減税率 8% (内訳 消費税率6.24% 地方消費税率1.76%)

### ・軽減税率の対象品目

#### I. 飲食料品 … 一般に人の飲用 又は 食用に供するものをいいます

※軽減税率の対象とならないもの

① 酒類

② 外食(注1) … 飲食に用いられる設備のある場所で、顧客に飲食させるサービスのことをいいます

③ ケータリング等(注2)… 顧客が指定した場所で、顧客に飲食させるサービスのことをいいます

④ 医薬品・医薬部外品 等

⑤ 工業用の塩 等

⑥ 一体資産のうち要件を満たさないもの … 一体資産とはおもちゃ付きのお菓子等のことをいいます

(注1) テイクアウト・宅配等は軽減税率の対象となります … 持ち帰りの為の容器に入れ、又は包装を施して行う飲食料品の譲渡のことをいいます

(注2) ケータリング等のうち、有料老人ホーム等で行う飲食料品の提供、学校給食等は軽減税率の対象となります

#### II. 新聞 … 定期購読契約が締結された週2回以上発行されるものをいいます

### ・軽減税率の適用対象の判定

「飲食料品」にあたるかどうかは、事業者が「飲食料品」を販売する時点において、人の飲用または食用に供されるものとして販売するものであるかどうかにより判断することが原則となります。

軽減税率制度の実施後は、飲食料品や新聞を取り扱う事業者だけでなく、すべての課税事業者が標準税率と軽減税率とに区分して経理を行う必要がありますのでご注意ください。詳しくは、スタッフへお問い合わせください。

## 営業時間のお知らせ

土・日・祝日が定休日です。職員の勤務時間は6月～11月の間は、17時までです。よろしくお願いたします。

バックナンバーは、<http://www.kamada-cpa.jp/>でご覧いただけます。